

第5章 アンケート・ヒヤリング・研究会・研修会

5.1 アンケート

5.1.1 アンケートの目的

産学連携推進に伴い各大学とも、共同研究契約が増加し、共同研究契約締結のための様々な経験をしてきていると思われる。そこで、各大学で使用している契約書の雛形、それに対する企業側の要求、及び最終的な解決内容などを調査し、それをもとに柔軟且つ迅速に契約交渉を行うための共同研究契約モデルの検討を行うことを目的とした。

5.1.2 アンケートの実施状況

アンケート送付機関数	292件
回答機関数	178件
回答率	61.0%

5.1.3 アンケートの回答結果の概要

共同研究テーマはライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー、製造技術、など種々の分野で幅広く行われている。

共同研究費は300万円以下が多いが、178件の機関の内80件の機関では500万円以上のものもある。

現在80%の機関で共同研究の雛形を有しており、その内3分の1はネットで公開している。

雛形では64%の機関が不実施補償を規定しており、条件付を入れると75%になる。

雛形で、共同出願の出願費用支払いを持分にに応じてとしている機関が58%、企業側の支払いとしている機関が17%ある。

権利の帰属に関して、雛形では80%以上の機関が発明者主義（権利は発明者の所属する側、共同発明は共同出願）を採用しているが、すべて企業側に帰属が15件、すべて共有としたのが35件あった。

不実施補償に関して半数の機関では変更要求はなかったが、半数の機関では、各機関の30%以下ではあるが、払わないという要求があった。

その他の意見など

不実施補償について

- 不実施補償の根拠として大学発明者への補償を主張して企業に認めてもらっている。
- 大学は不実施補償を最低でも独占実施補償は要求するが、大学は共同研究の成果を出していく必要がある。

- 発明者への補償を重要に考えている。
- 不実施補償にこだわるよりもそれを交渉材料にして研究費増額や実施料率アップにつなげる。
- 不実施補償に関して、雛形を「企業が自由に実施し利益を上げた場合、相互の利益が著しく相違する場合は大学の貢献を考慮し、補償対価を支払う」としたところ、もめるケースが少なくなった。

秘密保持・発表について

- 秘密保持条項について、開示情報すべてという要求があったが、秘密情報の表示のあるもので合意した。
- 報告書の提出期限を終了後90日以内にしてほしいという要求があり、同意した。
- 成果の発表の通知期限を早くする要望が多い。
- 機密保持期間を3年にしているが、延長の要求がある。5年まで認めたケースがある。
- 成果の公表時期、秘密保持期間など企業と大学の要求が対立する例が多い。(どの程度が適切か? 内容によると思われる)
- 秘密保持期間や研究成果の公表の延長という要求が多い(通常3年)。大学の研究者の自由な研究活動を阻害しないことに配慮し、担当研究者の了承を取り対処している。

学生等に対する取扱い

- 学生に対する守秘義務の取扱いについて
- 研究協力者(学生等)への損害賠償について、本人に請求できるような要求があったが、大学が対処するとした。

費用について

- 出願費用は企業側に支払ってもらい、実施料収入で変換する方式にしたい。
- 経費の請求や研究開始時期についても問題がある。
- 企業の負担研究費については、大学として、研究時間の提供、設備の利用、ノウハウの提供の重要性を説明して、解決した。
- 発明の譲渡対価を決めるのが難しい。

特許の取扱い

- 特許等の取扱いについては特許出願の段階で交渉する方がよい。
- 大学単独権利について、無償実施の許諾を要請されたが、優遇(減額)で解決した。

その他

- 裁判管轄について、大学の所在地の裁判所にたいして、被告側の所在地に変更した。

5.1.4 アンケート回答結果の詳細

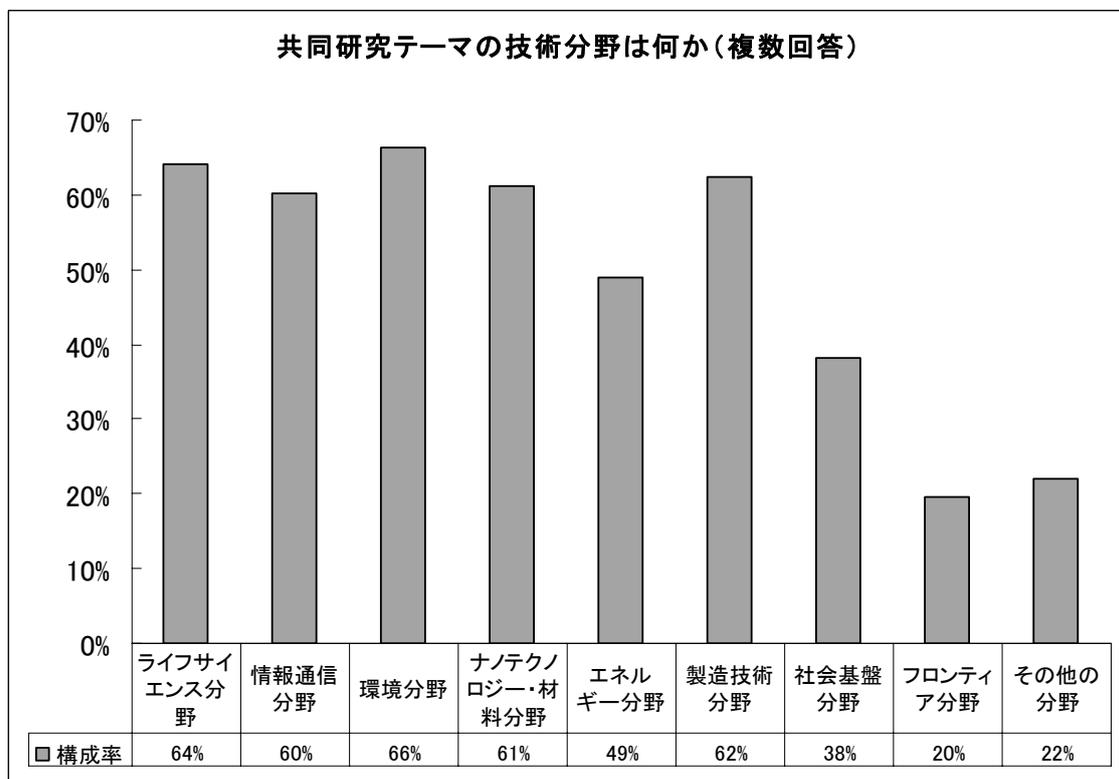
以下に回答の詳細を記す。なお以下の項番はアンケートの項番である。

1.1 共同研究テーマの技術分野は何か（複数回答）

- 1 ライフサイエンス分野
- 2 情報通信分野
- 3 環境分野
- 4 ナノテクノロジー・材料分野
- 5 エネルギー分野
- 6 製造技術分野
- 7 社会基盤分野
- 8 フロンティア分野
- 9 その他の分野

(n=178)

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	エネルギー分野	製造技術分野	社会基盤分野	フロンティア分野	その他の分野
件数	114	107	118	109	87	111	68	35	39
構成率	64%	60%	66%	61%	49%	62%	38%	20%	22%

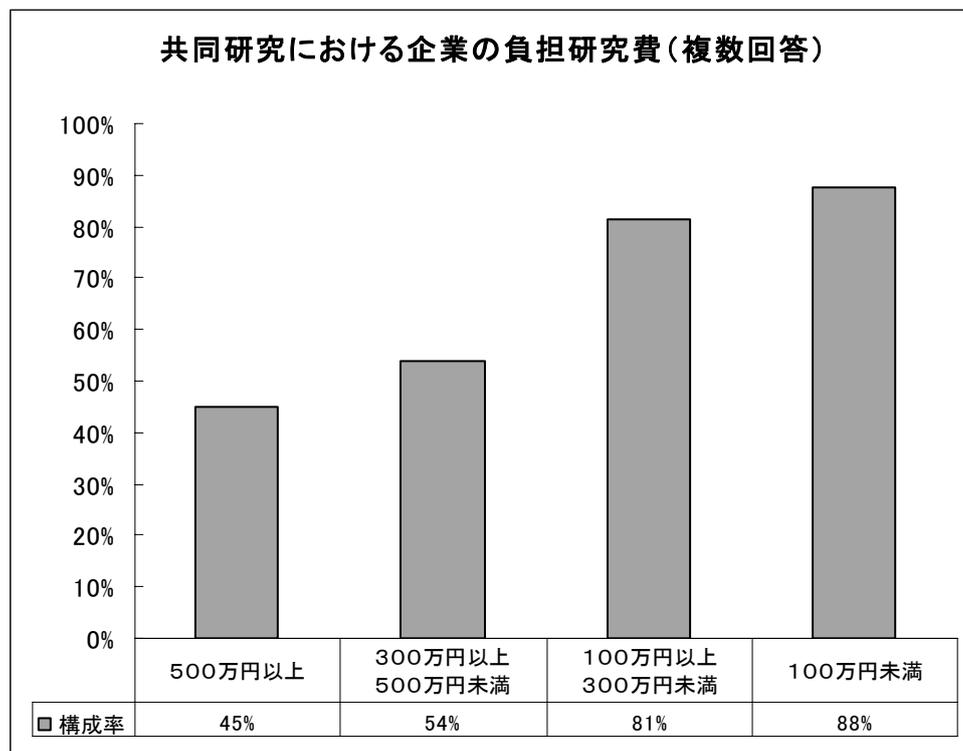


1.2 共同研究における企業の負担研究費（複数回答）

- 1 500万円以上
- 2 300万円以上 500万円未満
- 3 100万円以上 300万円未満
- 4 100万円未満

(n=178)

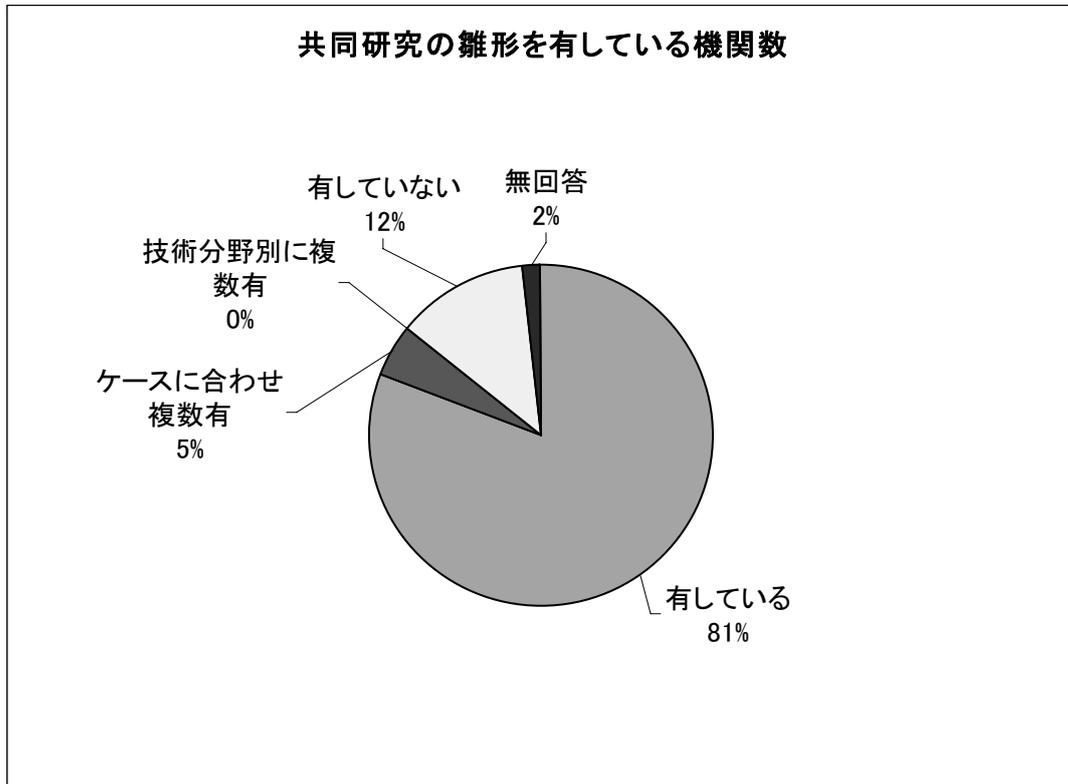
	500万円以上	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満
件数	80	96	145	156
構成率	45%	54%	81%	88%



2.1 共同研究の雛形を有しているか

- 1 有している
- 2 ケースに合わせた複数の雛形を有している
- 3 技術分野別に複数の雛形を有している
- 4 有していない
- 5 その他 無回答

	有している	ケースに合わせ複数有	技術分野別に複数有	有していない	無回答	計
件数	144	9	0	22	3	178
構成比	81%	5%	0%	12%	2%	100%

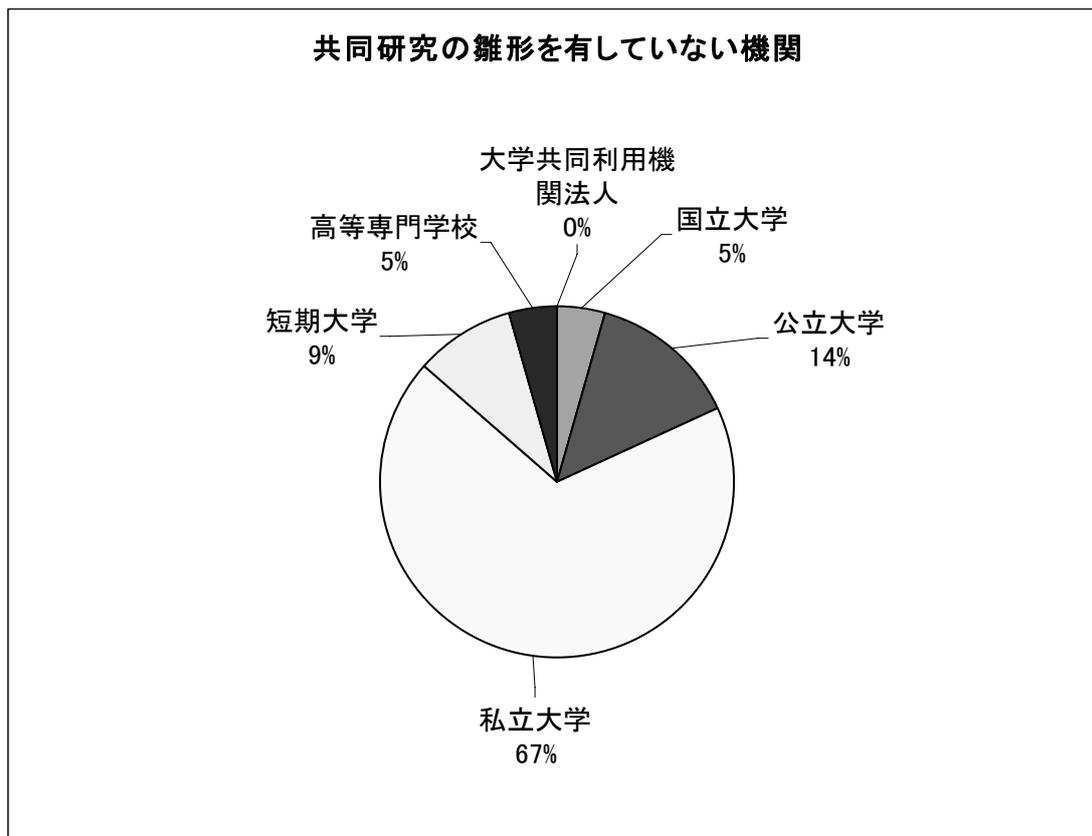


2.1 共同研究の難形を有していない機関の分析

(前の質問で「有していない」を選択した機関の内訳)

- 1 国立大学
- 2 公立大学
- 3 私立大学
- 4 短期大学
- 5 高等専門学校
- 6 大学共同利用機関法人

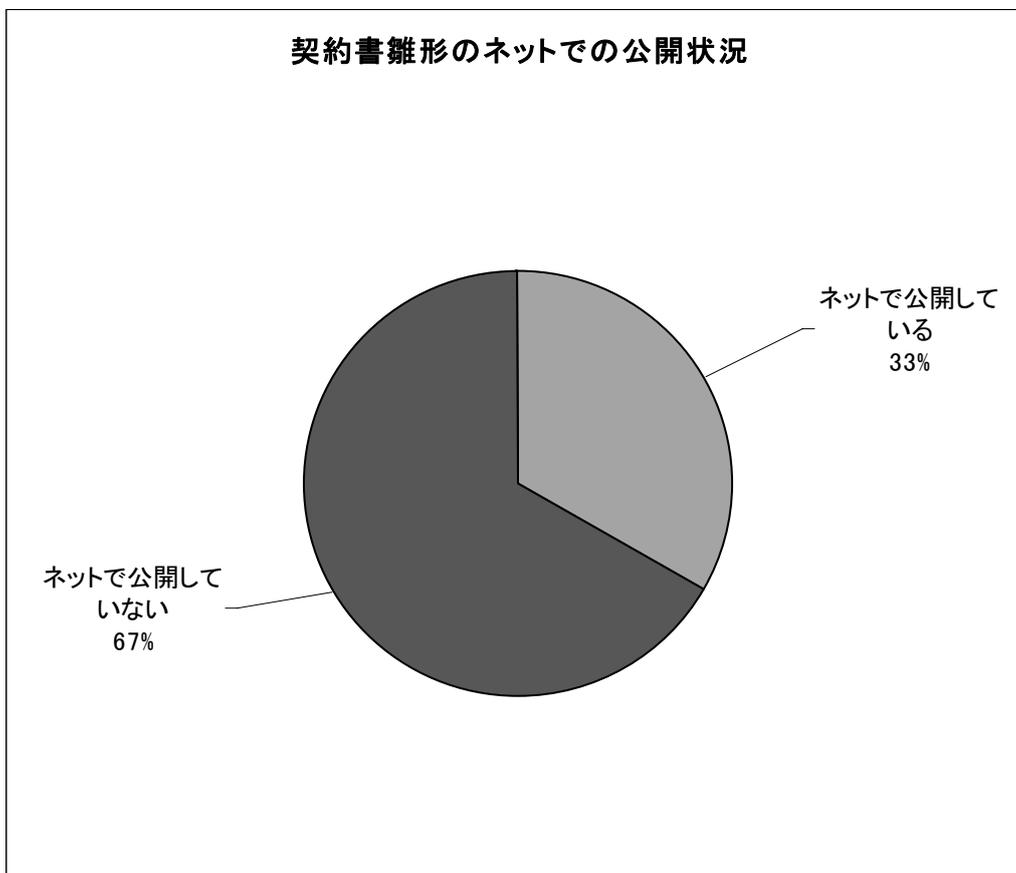
	国立大学	公立大学	私立大学	短期大学	高等専門学校	大学共同利用機関法人	計
件数	1	3	15	2	1	0	22
構成比	5%	14%	67%	9%	5%	0%	99%



2.2 契約書雛形のネットでの公開状況

- 1 ネットで公開している
- 2 ネットで公開していない

	ネットで公開している	ネットで公開していない	計
件数	51	102	153
構成比	33%	67%	100%

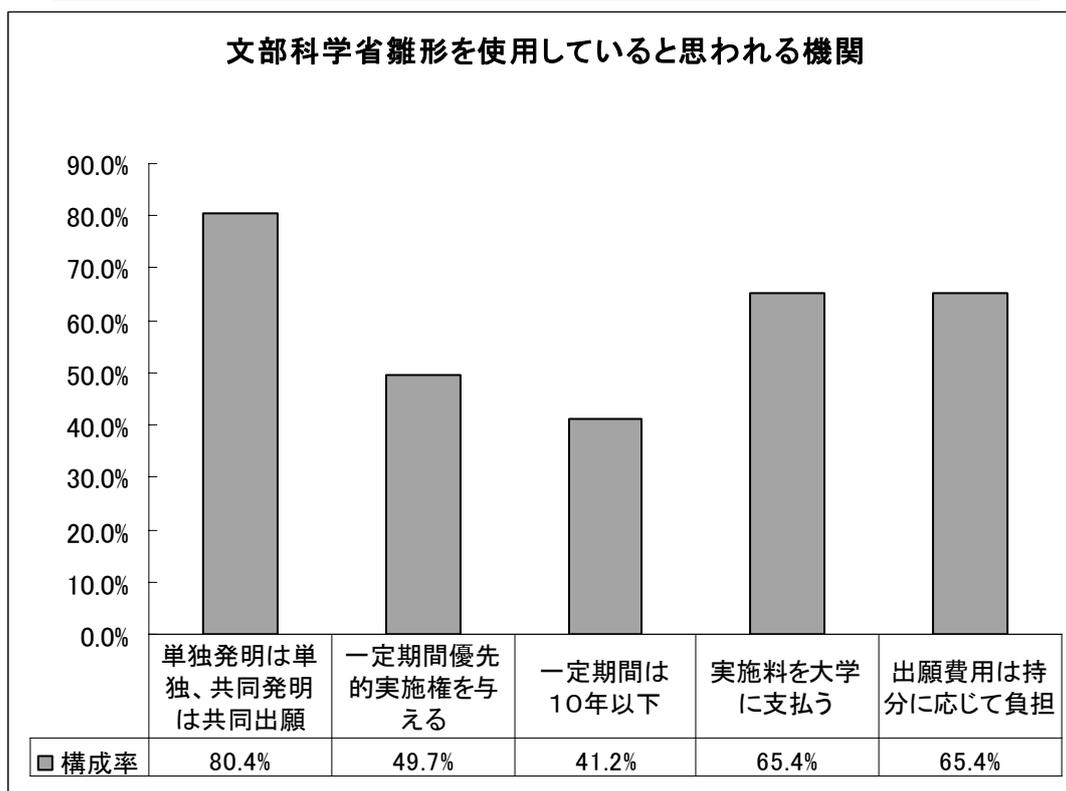


各項目別に見た文部科学省雛形と同一内容の機関の割合

- 1 単独発明は単独出願、共同発明は共同出願（ 2 . 3 ）
- 2 大学単独権利について、相手企業に対し一定期間優先的実施権を与える（ 2 . 4 ）
- 3 上記の一定期間とは出願から 10 年を超えない期間（ 2 . 5 ）
- 4 共有権利について、相手企業が実施した場合、実施料を大学に支払う（ 2 . 6 ）
- 5 出願等の費用の負担は持分に応じて負担する（ 2 . 7 ）

(n=153)

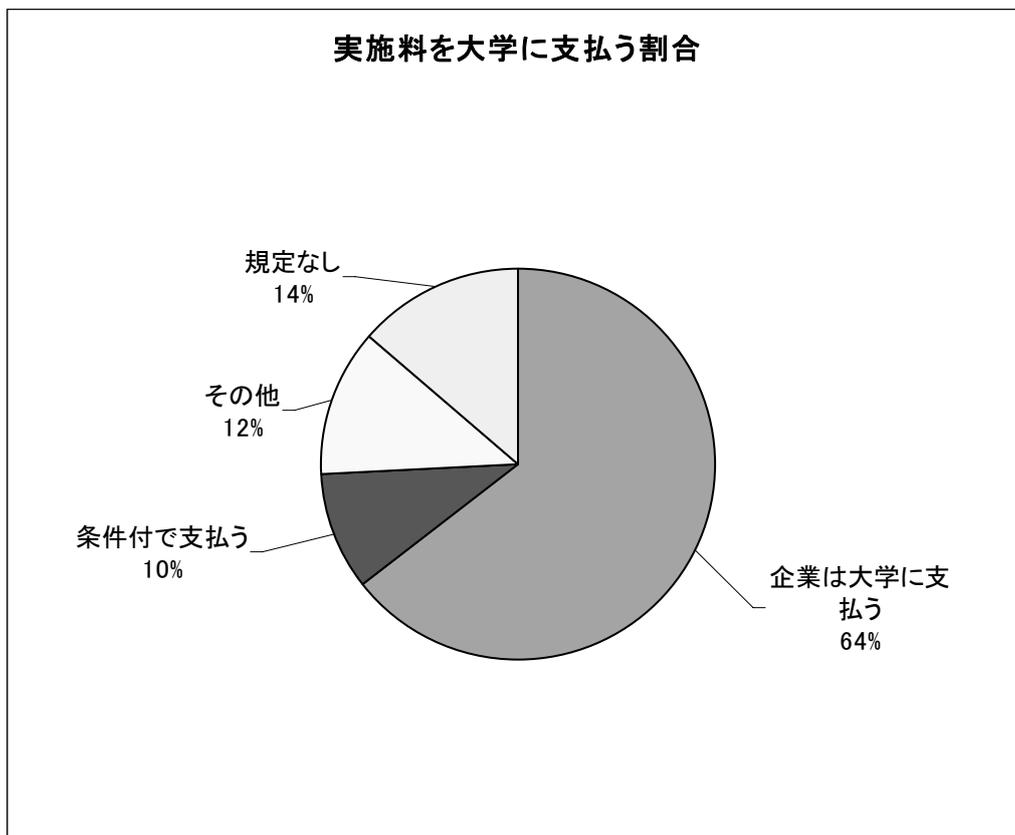
	単独発明は単独、共同発明は共同出願	一定期間優先的実施権を与える	一定期間は10年以下	実施料を大学に支払う	出願費用は持分に応じて負担
件数	123	76	63	100	100
構成率	80.4%	49.7%	41.2%	65.4%	65.4%



2.6 共有権利について、相手企業が実施した場合、実施料（いわゆる不実施補償）を大学に支払うとしているか（複数の雛形を有している場合は、複数回答可）

- 1 企業は大学に支払う
- 2 条件付で支払う
- 3 その他
- 4 規定なし

	企業は大学に支払う	条件付で支払う	その他	規定なし	計
件数	100	15	19	21	155
構成比	65%	10%	12%	14%	100%



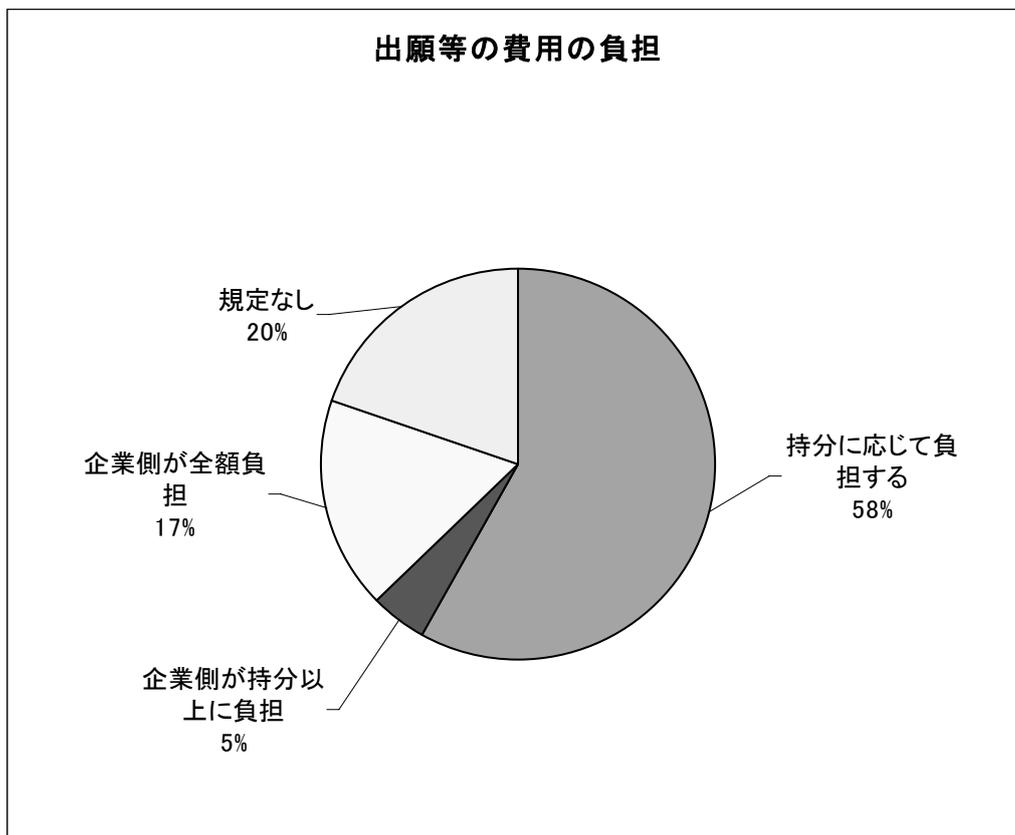
2.6で を選択（不実施補償を支払う条件）

- 出願費用を負担する。
- 独占的に実施する場合実施料を支払う。非独占的通常実施を希望する場合は大学が第三者に実施許諾することに同意する。
- 独占権を与えた場合は大学に支払う
- 相手方が優先実施を行う場合は、出願費用等は相手方が負担することとしている。
- 選択肢の中から大学へ不実施を指定した場合、実施料を算定して補償させる
- 売上げがあった場合
- 出願費用等を償還した上で支払う
- 独占実施した場合、商業的に利益が出た場合
- 出願費の支払いが持分応分負担の場合、独占実施または非独占実施に関わらず実施料をお支払いいただく。
- 第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき
- 共同研究完了の翌日から2年以内、又は優先的実施を定めた期間中の2年次以降に、企業側が正当な理由なく実施しない場合。

2.7 共同出願の場合の出願等の費用の負担はどのようにしているか
 (複数の難形を有している場合は、複数回答可)

- 1 持分に応じて負担する
- 2 企業側が持分以上に負担する
- 3 企業側が全額負担する
- 4 規定なし

	持分に応じて負担する	企業側が持分以上に負担	企業側が全額負担	規定なし	計
件数	100	8	30	34	172
構成比	58%	5%	17%	20%	100%



2.7で を選択した場合、企業側が持分以上に負担する条件

- 大学自身を実施しないこと。
- 売上げの何%を実施料とするかの条件を付す。
- 相手方が優先実施を行う場合は、出願費用等は相手方が負担することとしている。
- 実施料から大学が負担すべきであった出願等の経費を減ずることとしている。
- 全額負担していただき、大学の持分に応じた負担分は実施料から償還
- 独占実施を設定する場合
- 独占実施・・・全額企業
非独占実施・・・協議の上決定(持分負担)
- 個別の案件毎に交渉・調整

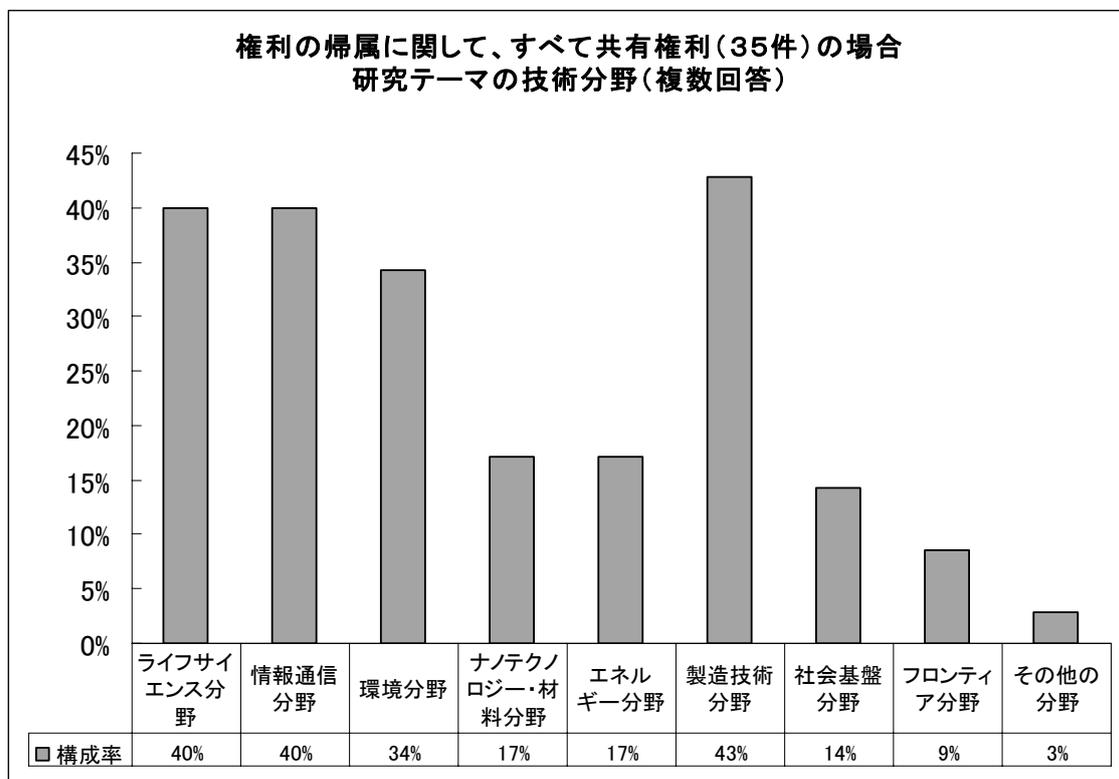
3 大学と企業との共同研究契約交渉に於いて、雛形の条項で変更を要求された事例
 3.2 権利の帰属に関して、すべて共有権利(35件)の場合

1) 研究テーマの技術分野(複数回答)

- 1 ライフサイエンス分野
- 2 情報通信分野
- 3 環境分野
- 4 ナノテクノロジー・材料分野
- 5 エネルギー分野
- 6 製造技術分野
- 7 社会基盤分野
- 8 フロンティア分野
- 9 その他の分野

(n=35)

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	エネルギー分野	製造技術分野	社会基盤分野	フロンティア分野	その他の分野
件数	14	14	12	6	6	15	5	3	1
構成率	40%	40%	34%	17%	17%	43%	14%	9%	3%

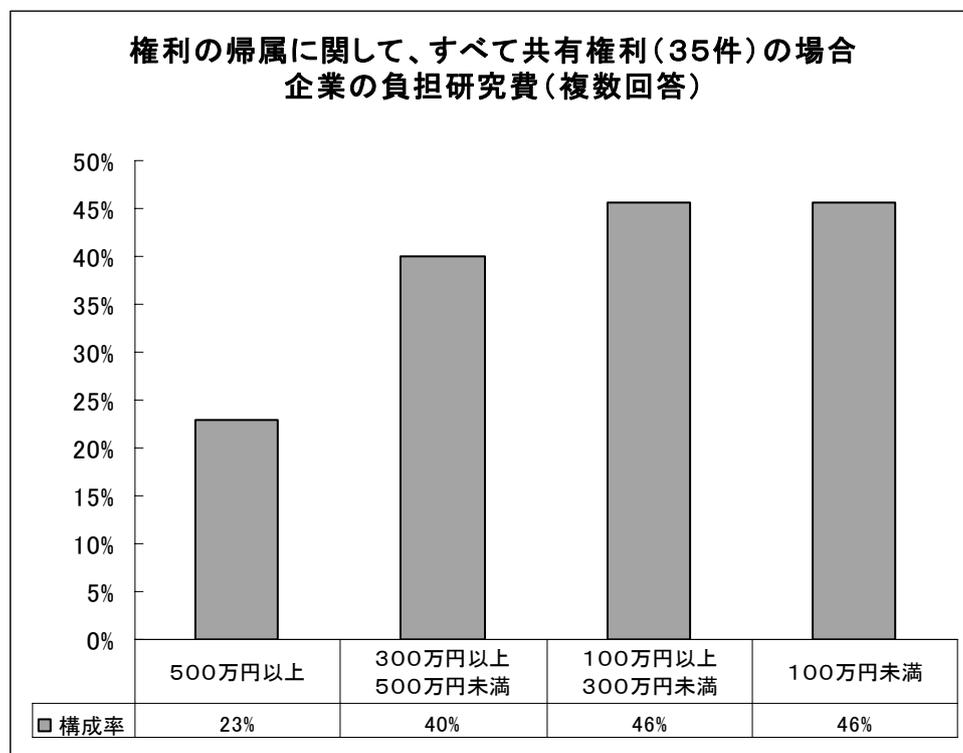


2) 権利の帰属に関して、すべて共有権利 (35件) の場合

- 1 500万円以上
- 2 300万円以上 500万円未満
- 3 100万円以上 300万円未満
- 4 100万円未満

(n=35)

	500万円以上	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満
件数	8	14	16	16
構成率	23%	40%	46%	46%



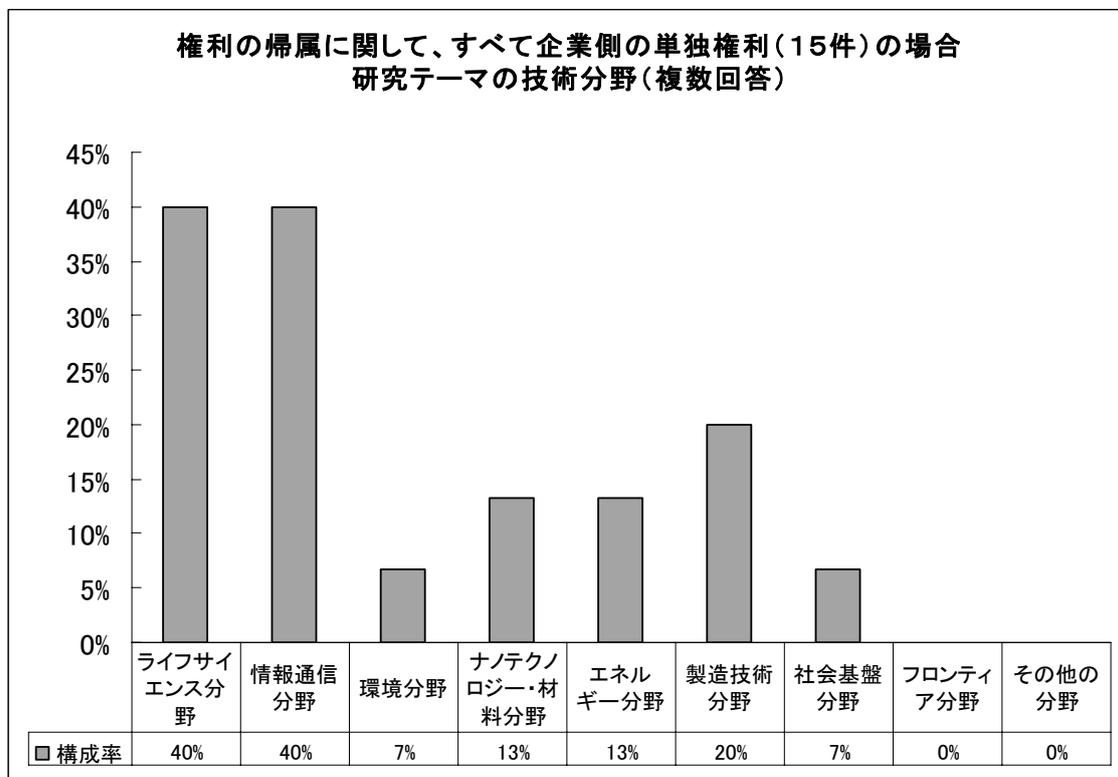
3.3 権利の帰属に関して、すべて企業側の単独権利（15件）の場合

1) 研究テーマの技術分野（複数回答）

- 1 ライフサイエンス分野
- 2 情報通信分野
- 3 環境分野
- 4 ナノテクノロジー・材料分野
- 5 エネルギー分野
- 6 製造技術分野
- 7 社会基盤分野
- 8 フロンティア分野
- 9 その他の分野

(n=15)

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	エネルギー分野	製造技術分野	社会基盤分野	フロンティア分野	その他の分野
件数	6	6	1	2	2	3	1	0	0
構成率	40%	40%	7%	13%	13%	20%	7%	0%	0%

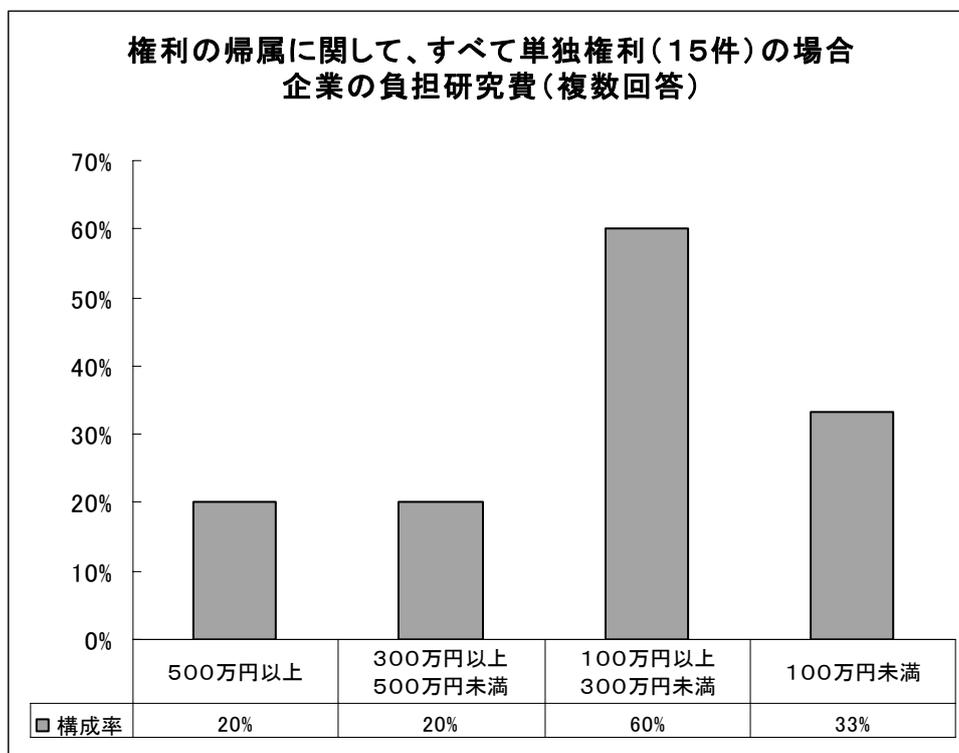


2) 企業の負担研究費（複数回答）

- 1 500万円以上
- 2 300万円以上 500万円未満
- 3 100万円以上 300万円未満
- 4 100万円未満

(n=15)

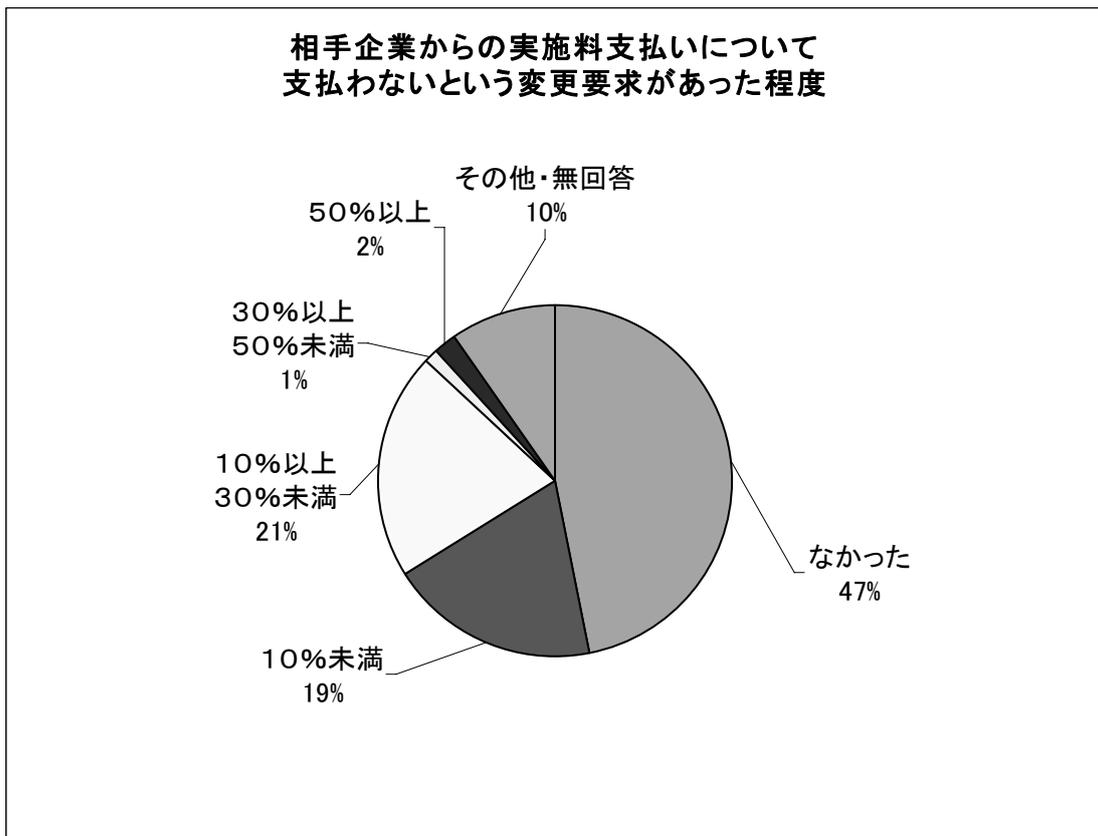
	500万円以上	300万円以上 500万円未満	100万円以上 300万円未満	100万円未満
件数	3	3	9	5
構成率	20%	20%	60%	33%



3.5 共有権利について相手企業からの実施料支払い(いわゆる不実施補償)について、支払わない或いは独占的实施の場合以外は支払わないという変更要求はどの程度あったか

- 1 なかった
- 2 10%未満
- 3 10%以上30%未満
- 4 30%以上50%未満
- 5 50%以上
- 6 その他・無回答

	なかった	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上	その他・無回答	計
件数	72	29	32	2	3	15	153
構成比	47%	19%	21%	1%	2%	10%	100%

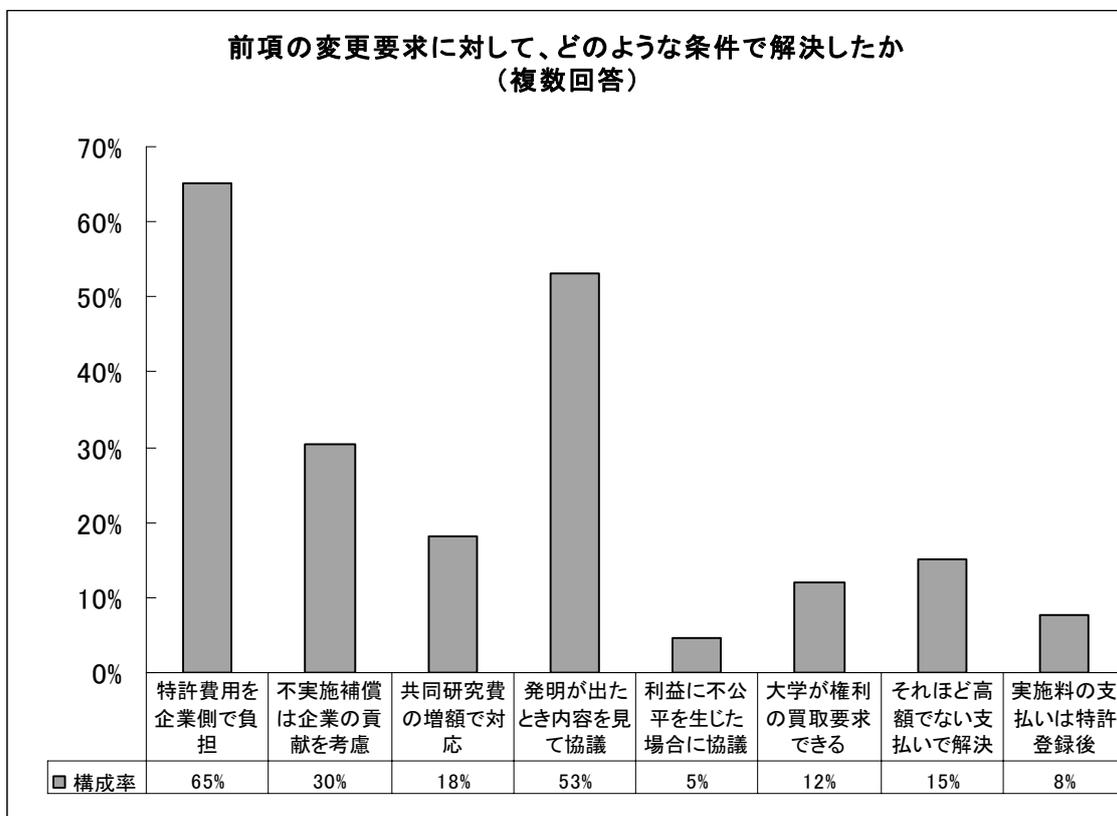


3.6 前項の変更要求に対して、条件付で解決した場合、その条件はどのような内容だったか（複数回答可）

- 1 特許費用を企業側で負担する。
- 2 不実施補償は、企業の貢献を考慮した金額にする。
- 3 共同研究費の増額で対応する。
- 4 発明が出たとき内容を見て協議する。
- 5 利益に不公平を生じた場合に協議する。
- 6 大学が権利の買い取りを要求できるようにする。
- 7 一定額の、それほど高額でない支払いで解決する。
- 8 実施量の支払いは特許登録後にする。

(n=66)

	特許費用を企業側で負担	不実施補償は企業の貢献を考慮	共同研究費の増額で対応	発明が出たとき内容を見て協議	利益に不公平を生じた場合に協議	大学が権利の買取要求できる	それほど高額でない支払いで解決	実施料の支払いは特許登録後
件数	43	20	12	35	3	8	10	5
構成率	65%	30%	18%	53%	5%	12%	15%	8%



5.1.5 アンケートの依頼文

平成18年8月31日

各大学共同研究契約ご担当 各位

電気通信大学知的財産本部長

三木 哲也

「大学と企業との共同研究契約」に関するアンケート調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、産学連携推進に伴い各大学とも、共同研究契約締結のための業務が増加していることと拝察いたします。

本学では文部科学省の平成18年度大学知的財産本部整備事業の「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」として、「柔軟且つ迅速に契約交渉を行うための共同研究契約モデル」について委託を受け、検討しております。

今回この問題を検討するに当たって、皆様の大学で使用している契約書の雛形、それに対する企業側の要求、及び最終的な解決内容などお聞きし、それをもとに各業種ごとの相違を考慮した契約書の雛形を提案させていただこうと考えています。

以上の趣旨をご賢察の上、アンケート調査にご回答いただきますようお願い致します。

なお、本回答内容につきましては、調査結果を分析検討し、報告書として文部科学省に報告いたしますが、個別大学名については一切公表いたしません。

敬具

記

ご回答期限：平成18年9月25日（月）

ご回答方法：電気通信大学知的財産本部ホームページ

（http://www.ip.uec.ac.jp/ipo/katsudou/event_monka18.html）

から様式をダウンロードしていただき、電子メールで model@ip.uec.ac.jp までご回答ください。

お問い合わせ先：

<アンケート内容について>

電気通信大学 知的財産本部 知的財産マネージャー 井桁 貞一

電話：042-443-5841 FAX：042-443-5839 e-mail：igeta@ip.uec.ac.jp

< 調査票の返信について >

電気通信大学 総務部研究協力課 産学連携係 近藤 隆志

電話:042-443-5138 FAX: 042-443-5108 e-mail: model@ip.uec.ac.jp

5.1.6 アンケート内容

以下の質問の回答として該当する項目の()内に をつけて下さい。記載を要求している質問及び「その他」を選択した場合には、空欄に内容を記載願います。

1. 貴大学と企業との共同研究について、お伺いします。

1.1 研究テーマの技術分野(複数回答)。

(~ の分類は第2期科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)の研究開発重点分野で、概略は参考資料をご覧ください。)

- () ライフサイエンス分野
- () 情報通信分野
- () 環境分野
- () ナノテクノロジー・材料分野
- () エネルギー分野
- () 製造技術分野
- () 社会基盤分野
- () フロンティア分野
- () その他の分野

[

1.2 企業の負担研究費(複数回答)。

- () 500万円以上
- () 300万円以上500万円未満
- () 100万円以上300万円未満
- () 100万円未満

2. 貴大学の共同研究契約書の雛形の内容について、お伺いします。

2.1 貴大学は共同研究の雛形を有していますか。

- () 有している
- () ケースに合わせた複数の雛形を有している
- () 技術分野別に複数の雛形を有している
- () 有していない

(本質問に と回答された場合は、最後の質問4の回答をお願いします。)

2.2 貴大学の雛形を公開していますか

- () ネットで公開している
- () ネットで公開していないが、要求があれば送付可能
- () ネットで公開していない、または送付不可

2.3 共同研究の結果生じた発明の権利の帰属について

相手に権利を譲渡した場合を除き、その出願はどのようになりますか。(複数の雛形を有している場合は、複数回答可)

- 単独発明は単独出願，共同発明は共同出願
- すべて共同出願
- その他

{

2.4 大学単独権利について相手企業に対する取扱いはどのようにしていますか。

(複数の雛形を有している場合は、複数回答可)

- 一定期間、優先的実施権を与える。
- 一定期間、独占実施権を与える。
- 最初に相手企業の要求を聞く。
- その他

{

2.5 上記一定期間は何年ですか(2.4で を回答の場合)

- 出願から10年を超えない期間
- その他の期間
()から()年
- 雛形では決めていない

2.6 共有権利について、相手企業が実施した場合、実施料(いわゆる不実施補償)を大学に支払うとしていますか。(複数の雛形を有している場合は、複数回答可)

- 企業は大学に支払う。
- 条件付で支払う。
どのような条件か以下に記載願います。
- その他

{

- 規定なし、

2.7 共同出願の場合の出願等の費用の負担はどのようにしていますか。

(複数の雛形を有している場合は、複数回答可)

- 持分に応じて負担する。
- 企業側が持分以上に負担する。
〔負担する場合の条件・・・〕
- 企業側が全額負担する。
- 規定なし

{

3. 貴大学と企業との共同研究契約交渉に於いて、貴大学の雛形の条項で変更を要求された

事例についてお伺いします。(複数の事例がある場合、それぞれについて回答して下さい。)

3.1 権利の帰属に関して、どのような要求がありましたか。(質問の2.3で 単独発明は単独出願，共同発明は共同出願を選択した場合に回答下さい。)(複数回答可)

- すべて共有権利
- すべて企業側の単独権利
- 要求なし
- その他

{

3.2 3.1で を選択した場合に回答下さい(複数回答)

1) 研究テーマの技術分野

- ライフサイエンス分野
- 情報通信分野
- 環境分野
- ナノテクノロジー・材料分野
- エネルギー分野
- 製造技術分野
- 社会基盤分野
- フロンティア分野
- その他の分野

{

2) 企業の負担研究費

- 500万円以上
- 300万円以上500万円未満
- 100万円以上300万円未満
- 100万円未満

3.3 3.1で を選択した場合に回答下さい(複数回答)

1) 研究テーマの技術分野

- ライフサイエンス分野
- 情報通信分野
- 環境分野
- ナノテクノロジー・材料分野
- エネルギー分野
- 製造技術分野
- 社会基盤分野
- フロンティア分野

() その他の分野

{

2) 企業の負担研究費

() 500万円以上

() 300万円以上500万円未満

() 100万円以上300万円未満

() 100万円未満

3.4 優先実施権又は独占実施権を与えるという大学単独権利の取扱いに関して、企業側から変更の要求があった場合、具体的な変更要求、及び最終合意の内容について、回答下さい。(複数の事例がある場合、それぞれについて回答して下さい。)

{

3.5 共有権利について相手企業からの実施料支払い(いわゆる不実施補償)について、支払わない或いは独占的实施の場合以外は支払わないという変更要求はどの程度ありましたか。

() なかった。

() 10%未満

() 10%以上30%未満

() 30%以上50%未満

() 50%以上

3.6 上記要求に対して、条件付で解決した場合、その条件はどのような内容でしたか。

(複数回答可)

() 特許費用を企業側で負担する。

() 不実施補償は、企業の貢献を考慮した金額にする。

() 共同研究費の増額で対応する。

() 発明が出たとき内容を見て協議する。

() 利益に不公平を生じた場合に協議する。

() 大学が権利の買い取りを要求できるようにする

() 一定額の、それほど高額でない支払いで解決する

() 実施料の支払いは特許登録後にする。

3.7 3.6で示した解決案以外の事例がありましたら、回答下さい。

{

3.8 上記の大学単独権利の取り扱い、共有権利に対する実施料払い以外に、共同研究契約の内容について企業側からの変更要求、及びそれに対する最終合意内容について、回答下さい。

{

4. 企業との共同研究契約の締結に関して、苦慮している点、問題と考えている点、或いは今後他大学が交渉する場合に参考になると考えていることなどありましたら、ご記入願います。

{

【ご参考】科学技術基本計画(平成13年30日閣議決定)ー抜粋ー

- (1) ライフサイエンス分野
- プロテオミクス、たんぱく質の立体構造や疾患・薬物反応性遺伝子の解明、それらを基礎とした新薬の開発とオーダーメイド医療や機能性食品の開発等の実現に向けたゲノム科学
 - 移植・再生医療の高度化のための細胞生物学
 - 研究開発成果を実用化する臨床医学・医療技術
 - 食料安全保障や豊かな食生活の確保に貢献するバイオテクノロジーや持続的な生産技術等の食料科学・技術
 - 脳機能の解明、脳の発達障害や老化の制御、神経関連疾患の克服、脳の原理を利用した情報処理・通信システム開発等の脳科学
 - 上記の技術革新を支えるとともに、膨大な遺伝子情報等を解析するための情報通信技術との融合によるバイオインフォマティクス 等
- (2) 情報通信分野
- ネットワーク上であらゆる活動をストレスなく時間と場所を問わず安全に行うことのできるネットワーク高度化技術
 - 社会で流通する膨大な情報を高速に分析・処理し、蓄積し、検索できる高度コンピューティング技術
 - 利用者が複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが情報通信社会の恩恵を受けることができるヒューマンインターフェイス技術
 - 上記を支える共通基盤となるデバイス技術、ソフトウェア技術 等
- (3) 環境分野
- 資源の投入、廃棄物等の排出を極小化する生産システムの導入、自然循環機能や生物資源の活用等により、資源の有効利用と廃棄物等の発生抑制を行いつつ資源循環を図る循環型社会を実現する技術
 - 人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを極小化する技術及び評価・管理する技術
 - 人類の生存基盤や自然生態系にかかわる地球変動予測及びその成果を活用した社会経済等への影響評価、温室効果ガスの排出最小化・回収などの地球温暖化対策技術 等
- (4) ナノテクノロジー・材料分野
- 情報通信や医療等の基盤となる原子・分子サイズでの物質の構造及び形状の解明・制御や、表面、界面等の制御等の物質・材料技術
 - 省エネルギー・リサイクル・省資源に応える付加価値の高いエネルギー・環境用物質・材料技術
 - 安全な生活空間を保障するための安全空間創成材料技術 等
- (5) エネルギー分野
- 燃料電池、太陽光発電、バイオマス等の新エネルギー技術、省エネルギー・エネルギー利用高度化技術、核融合技術、次世代の革新的原子力技術、原子力安全技術 等
- (6) 製造技術分野
- 高精度技術、精密部品加工技術、マイクロマシン等の高付加価値極限技術、環境負荷最小化技術、品質管理・製造現場安全確保技術、先進的ものづくり技術(特に情報通信技術・生物原理に立脚したものづくり革新に資する次世代技術)、医療・福祉機器技術 等
- (7) 社会基盤分野
- 地震防災科学技術、非常時・防災通信技術等の防災・危機管理関連技術、ITS(高度道路交通システム)等の情報通信技術を利用した社会基盤技術 等
- (8) フロンティア分野
- 高度情報通信社会に貢献する宇宙開発、新たな有用資源の利用を目指した海洋開発